

中 央 防 災 会 議  
議 事 録

中央防災会議事務局  
中央防災会議議事次第

日時 15年5月29日(木)17:20~18:00

場所 官邸 大会議室(4階)

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 議 題

- (1) 東海地震対策大綱(案)について
- (2) 国連防災世界会議(仮称)について
- (3) 新たな専門調査会の設置について
- (4) 報告・承認事項

- ・ 防災に関する人材の育成・活用専門調査会における検討結果について
- ・ 東南海、南海地震等の被害想定について
- ・ 地震防災体制の現状に関する全国調査について
- ・ 会長専決事項の処理について

4. 閉 会

防災大臣 ただいまから中央防災会議を開会いたします。

本日は東海地震対策大綱（案）や、仮称であります、国連防災世界会議などについて御審議をいただきます。

それでは、まず当会議の会長であります小泉内閣総理大臣よりごあいさつをいただきます。よろしくお願いいたします。

小泉内閣総理大臣 26日に発生した宮城県沖を震源とする地震では、幸い死者は発生しませんでした。新官邸初の緊急参集となり、迅速な対応ができたと思いますが、情報集約の体制や方法について改善を図り、今後の教訓にしていきたいと思います。

東海地震については本日、東海地震対策大綱を決定し、予防から発災時の対応、更には復旧に至るまでの総合的な対策が定まることとなります。いつ発生してもおかしくない東海地震に備え、一層迅速かつ機動的な対応ができる仕組みをつくるよう、更に検討をお願いいたします。

現在、国連は新しい国際防災戦略の策定を検討しています。阪神・淡路大震災から10年となる平成17年に、兵庫県において国連防災世界会議の開催を実現し、我が国が主導的な役割を果たす必要があると考えます。

今年は、関東大震災から80年となります。日本の中枢機能が集中している首都の防災対策は、国全体として戦略的に対応する必要があります。首都直下地震に対応した防災体制の確立に向けて取り組んでいただきたいと思います。

防災部門でも市場のスピード、民間の活力の導入が必要であります。民間と市場の力を活かした防災施策を検討していただきたい。

また、我が国は幾多の災害を乗り越えてまいりました。災害対策を講じる上で、こうした国民の経験と知恵を後世に継承していくことが必要であります。

災害の発生を避けることはできませんが、事前の対策により被害を軽減することは可能であります。備えあれば憂いなしとするためにも、本日は活発な御意見を期待いたします。

防災担当大臣 どうもありがとうございました。

（報道陣退室）

防災担当大臣 それでは、議事に入らせていただく前に、当会議の委員の変更についてお知らせをいたします。

日本銀行の総裁の交替がございました。速水優委員に替わり、新たな委員として福井俊彦氏が総理より任命されましたので御紹介を申し上げます。

福井委員 福井でございます。よろしくお願いいたします。

防災担当大臣 それでは、早速議事に入らせていただきます。本日の議題は、お手元に配布しています資料をごらんいただきたいと思います。時間の制約がございますので、議題の第1「東海地震対策大綱（案）について」から、第4の「報告・承認事項」までを一括して事務局より説明いたします。政策統括官、お願いします。

政策統括官 それでは、まず東海地震対策大綱（案）について御説明いたします。

説明資料の1をごらんください。左側にこれまでの検討経緯を書いております。従来の東海地震対策は直前予知に基づく避難、警戒体制の確立と避難地、避難路などの地震防災施設の整備でございます。従来の対策の一番の課題は、何と云っても目玉の直前予知という部分に寄り掛かり過ぎていたということが1つと、情報が少ないためにそれに基づくいろいろな警戒体制が非常にかたくなであったということでございます。

そういう反省に立ちまして、一昨年(2016年)の3月に専門家にお集まりいただきまして、東海地震に関する専門調査会を組織いたしました。これまでの観測データの蓄積、一番新しい学術的知見に基づいて新たな震源域、地震動の強さ、津波の高さを検討していただきまして、おおよそめどがたったところで昨年(2017年)の3月に地震対策専門調査会としていただきまして、いろいろ対策を講じてまいりました。

まず、強化地域を見直しました。それから、東海地震の被害想定の詳細なものを実施いたしました。これに基づいて地震対策を検討していただいたものでございます。その結果が今日お諮りしております真ん中の東海地震対策大綱の中身でございます。4本の柱がありますが、後ほど少し詳細に御説明いたします。

この大綱を決めていただきました後に、右側をごらんいただきますと、発災後の広域応急対策マニュアルとして活動要領を中央防災会議で決めていただこうと思います。急いで用意してお諮りしたいと思います。それから、この大綱の方針に基づきまして、法律に基づくさまざまな防災計画を見直してまいります。

それでは、大綱の中身について御説明いたします。2ページをごらんください。まず左側の1でございますが、「被害軽減のための緊急耐震化対策の実施」であります。阪神・淡路大震災の犠牲者の83%は、建物倒壊等により圧死しております。強化地域の建物の現状を見ますと、住宅は木造住宅の6割が古い耐震基準でできたものでございます。公的建物も、学校の45%に耐震性に疑問がある。病院の42%に疑問がある。この地域は進んだ地域でございますけれども、それでもこれだけの問題があるということでございます。今回の想定では、建物倒壊により6,700人の死者が想定されております。何とかしなければいけない。

住宅の耐震化についてはまず左側に書いておりますが、地震ハザードマップなどによりまして耐震化をしなければいかぬということに関する徹底した意識啓発をする。その上で各種支援制度によりまして、まず耐震診断をしていただく。その結果に基づいて補強を進める。あるいは、あまりお金のかからない効果的な耐震補強策を検討していくということを柱としております。

それから公共建築物でございますが、これについてはまず急いで耐震診断をすべてやるということを考えております。耐震診断を実施した上でしっかりしたもの、いざというときに使えるもの、そういったもののリストを整理をします。それで、危ないものにつきましても大事なものは優先順位に沿って耐震補強をしていくということをお大綱では掲げております。

2つ目の課題が、「地域における災害対応力の強化」であります。阪神・淡路大震災では3万5,000人の救出を求める人がおりましたけれども、近隣の人によって2万7,000人が救出されたという事実がございます。広域災害に対して、地域の災害対応力の強化が不可欠であります。そういう社会の対応力の底力を高めていくために、真ん中に書いておりますように東海地震についての正確な知識を徹底的に普及していく。それから、地域のさまざまな主体、これは特に企業なども非常に大事でございますけれども、参加していただきまして、地域の安全性の点検、参加して何をしたらいいかといったようなことを検討していただくということを掲げております。

3つ目が、「警戒宣言前からの的確な対応」であります。予知という問題につきまして、これまでの対応が左側、新たな対応は右側と分けて書いてありますが、予知についてはさまざまな誤解があります。一般的なこれまでの対応についての誤解は、東海地震は予知できる、予知された情報に基づいて行動すればいいという一般的な誤解。あるいは専門家によっては予知するというのは間違いだ、それに対する防災対策には意味がないという極端な主張まであったわけでございます。

科学の進展等によりまして、東海地震が滑り始めた、地震の前の前兆滑り現象を解明する。この前兆滑り現象を気象庁の精密な観測システムが掌握をいたしまして情報を出す。これが予知でございます。いつ地震が起きるかという予知ではありませんで、動き始めたという情報でございます。これが上の赤いところで書いてありますように、地震予知情報等の内容の明確化ということでございます。そういうものが掌握できないままに突然発生することがあり得るという事実を国民に的確に周知したいというのがまず入り口でございます。

それで、前兆滑り現象が把握された場合の対応が下に書いてございます。従来は観測情報もなかなか十分ではございませんでしたので、情報が基本的には灰色でございました。これを、観測データの程度に応じて区分をいたします。まず、具体的な行動は必要ない。異常なデータも一部あるけれども、具体的な行動は必要ないというのが青の観測情報でございます。

次が、やはりこれは前兆滑り現象につながる可能性、危険があるという注意報で、黄色い情報、観測情報でございます。これは、社会的弱者でありますとか子どもたちは準備行動をしていく。あるいは、伊豆半島方向に旅行はしないでくださいというメッセージを明確に出す。あるいは、実動部隊は派遣準備を始める。こういった準備行動をする段階、黄色信号の段階でございます。

赤信号では判定会が招集されまして、総理の警戒宣言をいただく。それから警戒体制に入るというところは同じでございますが、警戒体制におけるいろいろな報道、従来は「一律に営業停止」と書いておりますけれども、今回の専門調査会の御努力によりまして詳細な被害想定ができました。それから、先ほど申し上げました施策によりまして耐震性総点検を急いでやります。それに基づきまして震度に応じて、場合によっては新幹線を走らせ

て域内の人を外に出すといったようなこともやりますし、下にありますように耐震性を有する施設、病院、小売り店舗については営業を継続していただくといったような柔軟な対応をとりたいと考えております。

最後の4本目の柱が「災害発生時における広域的防災体制の確立」であります。これまでの基本的な対応は、被害が発災したときに被害の状況を地方公共団体について掌握します。行政も掌握しますし、それに基づいていろいろな活動を整理していくわけですが、これに時間がかかる。広域な災害ですと迅速な対応ができないという問題があります。今回は被害想定がしっかりしまして、私たちが相手にする東海地震が明らかになりましたので、これを元にあらかじめ派遣内容、動員する必要量を計画をいたしまして、発災直後からこの計画に基づいて部隊を動かしていくということを考えております。これが東海地震応急対策活動要領でございまして、早急に用意して会議にお諮りしたいと考えております。なお、この4本の柱のうち、特に1と4は緊急な対応を必要といたします。これらの事柄につきましてはできるだけ早く内閣の方針を定めて、各省庁にまたがりますので急いで案をつくってまいりたいと考えております。東海地震対策大綱については、以上でございます。

次に、2番目のテーマでございます国連防災世界会議に向けての取り組みであります。説明資料の2をごらんください。防災については我が国で最も得意な分野でございますので、1987年に我が国のイニシアチブによりまして国際防災の十年という取り組みをすることが国連によって決定いたしました。その中間年の1994年5月、横浜におきまして世界会議を開催いたしました。より安全な世界に向けての横浜戦略を採択いたしました。実は、この半年後に阪神・淡路大震災を経験しております。

国際防災の十年が終わります1999年に、国連では国際防災戦略は国連として横割りの組織を設けて追究していくという方針が決められまして、2001年に横浜戦略をレビューしていく道筋を総会で議決しております。これを支える形で、我が国におきましても阪神・淡路大震災の復興に努める傍ら、神戸を防災分野における国際協力の拠点にしたいという考えもありまして、その破線の中にありますようにアジア防災センターを設立したり、あるいは国連の人道・防災活動のさまざまな機関を誘致したりして進めてきております。こういう流れの中で、今回中央防災会議におきまして、ちょうど阪神の発災から、あるいは横浜の会議から10年に当たります2005年1月、平成17年1月に国連防災世界会議を兵庫において開催して新しい戦略をつくり、それに我が国が貢献するという取り組みを御決定いただきたいという議案でございます。こういう事柄でございますので、各省庁一体となってこれを進めるという方針を決めていただきまして、これは16年度予算に関わりますので16年度予算に向けて閣議了解もいただきたいというスケジュールをこの資料に付しております。

最後に、新たな専門調査会の設置についてお諮りをいたします。説明資料の3でございます。平成13年度、平成14年度、2か年にわたってこういうふうな専門調査会を進めて

きております。まず東海地震については先ほど御説明したとおり、報告書をいただきまして終了しております。それから、東南海、南海地震等については2年近く調査を進めておりまして、この7月には東南海、南海地震対策の報告をいただく予定にしておりまして、残りの中部圏、近畿圏の活断層といいますか、大都市圏地震対策につきましては今年中に結論をいただくことにしております。

そのほか、基本的な事柄について今、防災に関する人材の育成・活用専門調査会、防災情報の共有化に関する専門調査会を動かしておりますけれども、人材については既に報告をいただいておりますし、情報の方も7月には報告書をいただく予定でございます。

こういう経過の中で、3つの専門調査会を設置していただきたいと考えております。まず地震につきましては東海、東南海、南海と済みまして、近畿圏、中部圏の大都市圏が済みますので、今回首都に戻ってまいりまして首都直下の地震対策をきちんとやっていくという仕事をする専門調査会でございます。

次のページをごらんください。南関東についてのこれまでの経緯を左に書いてございます。ちょっと小さい字で恐縮ですが、昭和63年に関東大震災クラスの地震を想定して被害想定を実施し、応急対策活動要領というものを中央防災会議で定めております。また、直下型の地震につきましては平成4年に直下の地震対策に関する大綱を決定しておりまして、その大綱については阪神・淡路大震災を踏まえて平成10年に大綱を見直しております。

そういう経緯の中で、8都県市と連携いたしまして毎年防災訓練を行っておりますし、特に東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点の整備につきましては内閣のイニシアチブでこれを進めておりますので、8都県市でどういうものをつくるかということ相談しているところでございます。

こういったことを踏まえまして、専門調査会で一番右側でございますが、3つのことを御検討いただきたいと考えております。まず、最新の科学的知見を踏まえて直下型地震に関する被害想定をきちんとやります。人的被害だけではなくて経済中枢をやられることで経済的被害がどういうふうに及ぶかということも含めて御検討いただきます。そういうことを踏まえた上で、直下地震を考慮した首都機能の確保対策を御検討いただきます。

更に、首都の防災体制を総点検して体制を確認する。これは、基幹的防災拠点をきちんと使う。実践的な危機管理体制をつくるという課題でございます。

なお、御参考までに次のページをごらんください。南関東で発生した地震を時系列で整理しております。四角で囲っておりますのが、関東大震災と同じような海溝型の巨大地震でございます。これが、南関東では200年から300年の間隔で発生しております。関東大震災は80年前でございますが、その更に220年前に元禄地震がありました。したがって、次の関東大震災クラスの地震は22世紀でございます。

しかし、これをごらんいただきますと、海溝型の大地震が起きる前に、例えば関東大震災でありますと安政江戸地震という直下型の地震が起きております。1853年でございます。東京地震は明治時代にも起きております。こういった地震が、次の大震災に近づくに従っ

て危険が増してくるという認識でございます。こういうものに備えて、直下型についてはきちんと勉強するというのがこの専門調査会でございます。

次に、4ページをごらんください。民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会の設置でございます。このテーマにつきましては、防災担当大臣じきじきに検討会議を昨年の暮れから開いていただきまして、課題を整理しております。施策もある程度荒ごなしにまとめておりまして、防災に民間の知恵と力を活用する。防災に市場のスピード、活力を導入するというテーマでございます。この専門調査会で施策の具体化を図りたいという考えでございます。

2つの分野があります。まず第1は防災まちづくり、防災に強い町をつくるために企業と連携して日常的にこの活動に参画してもらうというテーマでございます。地区ごとに身の回りの安全を総点検して、何をしなければならないかということを決めていくということです。

2番目のテーマが、市場の力を活かして防災力の向上を図る施策であります。日常的に家庭も企業も商品やサービスを購入しておりますけれども、その防災性能に着目して評価する仕組みをつくれれば、日常の市場における取引を通じて社会の防災性能が高まるという認識が第1点です。

2番目が、企業の防災への取り組みが社会的に評価される仕組みです。右下の表をごらんください。企業が防災投資をした場合、実際に発災した場合にやはり損失は生じるわけですが、対策を講じない場合の損失に比べて、より少ない損失で済む。これが実はインプリシットであるために、なかなか企業の経営者といえどもこういうものを看過した後回しにしてしまうのが実態でございます。是非これを社会的に広く評価し、株主も評価するという世界になれば、マーケットを通じて防災力が高まるという問題意識です。

最後が、災害教訓の継承に関する専門調査会の設置であります。左側にけばけばしくて恐縮でございますが、問題意識を整理しております。我が国は自然災害が発生しやすい国土です。しかし、自然災害は人間のライフサイクルに比べるとはるかに長い時間のサイクルで発生する。規模の大きな災害ほどそうでありまして、発生した場合にほとんどの国民が初めて経験するというのが実態であります。したがって、歴史上、日本民族がこの列島で経験した被災の経験、それから国民的な知恵をきちんと継承して、それを共有すべく努力することが災害対策を進める上での基本だという認識であります。

専門調査会では地震、噴火、津波、水害といった災害種類別に取りまとめてまいりますけれども、災害のケースごとに被災の状況、政府の対応、江戸幕府、鎌倉幕府、大和朝廷がどういう対応をしたか。国民生活への影響、特別な貢献をした人物、あるいはその働き、地震、噴火などについては海外の事例も視野に入れて計画的、体系的にまとめます。これはあくまでも事務局の心積もりでございますが、少し時間をかけまして、例えば毎年10件程度こういう教訓テキストをつくりますと、10年たてば100件のテキストができます。普通の国民にわかりやすくこういうテキストを用意することで、義務教育から生涯教育学



習まであらゆる機会をとらえて教訓の継承に役立てていきたいと考えております。

今日、御決定いただくのは以上でございますが、あとは報告事項として時間がありませんので項目だけ御紹介いたします。まず、先ほどもありましたが、防災に関する人材の育成・活用専門調査会について検討結果が出ております。これは、災害対策本部の要員などについて合同研修をきちんとやるといったことの御提案をいただきましたので、15年度にそういったことをきちんとやります。それから、東南海、南海地震等の被害想定についても資料を付しております。それから、地震防災体制の現状に関する全国調査についても結果を報告しております。それから、会長専決事項につきましては都道府県の地域防災計画の修正等について会長の専決で処理しております。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からの説明は、以上でございます。

防災担当大臣 ありがとうございます。それでは御審議をいただきます。まず総務大臣より御発言をいただきます。

総務大臣 1番バッターでございますが、今お話のように宮城県沖地震を見ますと、災害というのは忘れたころにくるのではなくてしょっちゅうくる。忘れないうちにくるということではない。そういう意味では国、地方の防災体制を整備することが必要であると思えます。基本的に、今日の議題につきましては全部賛成いたします。

まず東海地震対策大綱は、こういうことをやっていただくというのは大変大切でございますし、これは関係省庁が結束することが1つ必要です。それから、複数の県や複数の市町村が連携して、共通の被害想定の下に共同の防災計画を策定する必要があるのではなからうかと思っております。私どもの方では今の国会に消防組織法の改正案を出しております、参議院は通りまして今、衆議院でございますが、緊急消防援助隊という広域的なわっと応援に行く者の法制化を行いまして、広域支援体制を強化しようと考えております。それが1つです。

それから国連防災世界会議、毎回日本で開くというのもいかがかと思えますけれども、ほかのところはやらないからしょうがないのでございますが、お金のことはさておきましてあれも結構だと思います。そこで、こういう会議も結構でございますが、アルジェリアの地震で国際消防救助隊が17名行ってきて今日帰ってまいりました。大変成果を出して向こうでも喜ばれているようでございまして、こういうことも具体的な国際貢献ではないかと思えますので、ひとつ今後ともこういうことの重視をお願いいたしたいと思えます。

それから、3つの専門調査会も結構でございますが、首都直下地震対策専門調査会は、これは首都ですから是非8都県市との関係を緊密に連携しながらやっていただく。こういうことで、我々としても協力いたしたいと思っております。

それから、民間と市場の力を活かした専門調査会でございますけれども、私どもの方でも前から地域の安全・安心に関する懇話会という検討会を持っておりまして、現在全世界の6割以上がこの自主防災組織に参加しておりまして、活発なところは相当の成果を出しておりますので、これの育成と連携強化も是非お願いいたしたい。企業を使うというのは

もちろん結構でございますし、自主防災組織に企業も入っておりますけれども、この連携強化をお願いしたいと思っております。

それから、防災に関する教訓の継承だとか人材の育成でございます。徳田会長がおられますが、現在消防団員は94万人でございます。是非100万人にしたいと今、努力しておりますが、こういう消防団員や自主防災組織についての研修をやる。それで、e-ラーニングというのを本年度中から始めようと思っておりますし、また地方公共団体の首長さんを対象にしたトップマネジメントセミナーも消防大学校でやりたいと思っておりますので、是非連携をとりまして各省庁で進めてまいりたいと思っております。よろしくお願いたします。いずれも大賛成でございます。

防災担当大臣 次に、防衛庁長官より発言をいただきます。

防衛庁長官 本日の議題となりました件のうち、特に防衛庁、自衛隊といたしましては東海地震対策につきまして14年4月の地震防災対策強化地域の指定を受けまして、自衛隊の東海地震対処計画の見直しを進めております。今回、決定される大綱及び今後策定される東海地震応急対策活動要領を私どもの東海地震対処計画に適切に反映してまいる所存でございます。

また、東南海、南海地震対策につきましては今後内閣府を始めとする関係省庁等と密接な連絡をとらせていただきまして、政府の東南海、南海地震対策の検討に合わせまして、私どものとり得る体制につきまして検討を進めていくことといたしております。

今後とも内閣官房、内閣府を始めとする関係省庁、関係地方公共団体とのより一層緊密な連携を推進しまして、来るべき巨大地震等の災害から国民の生命、財産をお守りするため全力を尽くしてまいる所存でございます。どうぞよろしくお願いたします。

防災担当大臣 ありがとうございます。それでは先ほどの事務局よりの説明、またただいまの発言等につきまして御質問、御意見がございましたらどうぞ御発言ください。

藤森委員 先ほど総務大臣からお話のありました件に関連して一言申し上げたいと思っております。

私の方は民間の特殊法人でございますけれども、民間のサイドから自主防災組織とか、あるいは救護等に関して積極的に協力を進めるというスタンスで物を進めてきておりまして、特に今日御説明のありました自主防災組織あるいは災害の救護に関しましては消防機関との共同といえますか、これを非常に重視をしまして、先般来消防庁長官といろいろ相談して、自主的な防災対応能力の強化に努めたいと考えておるわけでございます。特にこの中で私どもの法律上の義務としまして、国の災害対策に協力するというのが義務づけられておりますし、またそのために法律上、災害の救助に当たる救護員の養成確保、こういうことが義務づけられておりまして、現在約6,000名の救護員がおります。これはどういう者かといいますと医師、看護師等が中心でございますが、それが470班くらいの救護班を編成して有事に備えておるわけでございます。

ただ、私どもの目的はどういうことかといいますと、災害があった場合にその現地に医

師、看護師等の医療班を派遣して、現地にとどまって救援を行うということでございます。消防のサイドからいろいろお話を伺いましたところでは、現地において例えばがれきの下から被害者、負傷者を救出して速やかにこれを後方の病院の医学的な管理の下に送る。つまり、患者を輸送するというところに重点があるというわけでございますので、ちょうど私どもの行動と逆な形になるわけでございます。

そのための行動を迅速にするために道路交通法上は車両の緊急通行ということが認められているわけでございますけれども、現在の制度ではその要件としましては患者の輸送ということの能力を持ったものを緊急車両として認めるということになっておりますので、私どものようにむしろ患者の輸送よりも医師、看護師の派遣ということを目的としたものは、それだけでは緊急通行を認められないということになっておるわけです。したがって、これは私どもとしましては患者輸送という機能をくっ付けた形でやっているわけですが、本来の目的から言いますと初動が大事ですので、私どもの医師、看護師等の救護班を急派させるためにこの緊急通行を認めていただくべく、これから関係省庁ともよく御相談申し上げたいと思います。

いずれにしましても、総務大臣からお話がありましたように消防機関の救援の体制に全面的に協力してこれからの対応を図ってまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

防災担当大臣 ありがとうございます。農林水産副大臣どうぞ。

農林水産副大臣 すべて賛成を申し上げますが、1つだけお願いがございます。基本的には人の命と生命を守ることが大事なことは御承知のとおりであります。過去の災害の教訓として特に阪神・淡路、北海道の有珠山、あるいは三宅島での災害等々の教訓からして、人の命と財産以外にもう一つ、どうしても動物の命をどう守ってやるかということが抜けていた。そしてまた、大変これに苦慮をしたということでもあります。

阪神・淡路あるいは北海道の有珠山では大変な思いをいたしました。その教訓が三宅島のときには、島民が全員避難するときにすべての島にいるペット、動物は全部船に乗せて東京に来た。これは隠れた世界の高い評価であります。今回のいろいろな災害のときに人の命、財産を守ることはもとよりであります。ついマスメディアが絵柄を撮るときには残されたペット等々に向けられる。これが世界じゅうに発信をされてしまうということが過去にあるわけであります。

野生動物については、本能で避難をします。産業動物は、我が農林水産省がきちんとやります。学校で飼っている動物飼育に対しては、文部科学省の方が考えていると思います。あるいは動物園に関しては動物園がいろいろなことを考えているとは思いますが、一番なのは人生の伴侶としての動物、いわゆるペットとして犬等々ですね。それこそブッシュ大統領も、あるいはプーチン大統領も本当に犬を連れて歩くくらい世界に発信をしている方々がいるわけでありまして、こういうペット等をどう守ってやれるかということがこの会議の中に若干欠けているのかなと、こんなような感じがいたします。

これは動管法から言えば、環境省がこのことを多分今後議論をしていただいて、どのような形にすればいいのかということが出てくるんだと私は思いますが、このことについてせっかく国連防災世界会議というときに日本からこういうことも含めて発信できるようなことを考えていけば、大変大きな世界に向けての発信になるのではないかと感じますので、小泉総理も動物については大変な御理解をいただいているわけでありますので、そここのところも議長として考えていただければありがたいと思います。

防災担当大臣 ありがとうございます。川口外務大臣、どうぞ。

外務大臣 国連防災世界会議について一言申し上げたいと思います。日本の防災というのは世界で最高水準にあるわけですが、その日本で21世紀の国連の新たな防災戦略の策定と、その推進に貢献するための会議を開くということは非常に有意義であると私は考えています。

先ほど総務大臣からアルジェリアの地震のお話がありましたけれども、救援部隊が合計65名、そのうち医療チーム22名がいまだに残っていますが、アルジェリアに行きましたし、今までODAによる防災関連の支出という意味でもかなりのことをやってきておりまして、今年度は111億円ODAで計上いたしており、そういった実績が日本は国際的にもございます。それで、この会議を通じまして、特に開催地の兵庫県の震災復興の経験を十分に世界に発信をしていくことになりましますように、外務省としても努めていきたいと考えております。以上です。

防災担当大臣 続いて、国家公安委員長どうぞ。

国家公安委員会委員長 先ほど藤森社長がおっしゃった緊急車両の件でございますけれども、緊急時に救護活動を円滑化させようというのはごもっともな御趣旨ですので、早速事務方に検討をさせたいと思っております。

ただ、道路交通法と、もう一つ災害対策基本法にも同じような体制があったと思いますので、その辺をどう整備するかというようなことも含めて早速検討させたいと思います。

防災担当大臣 ありがとうございます。その他、御発言ございませんでしょうか。

では、溝上委員どうぞ。

溝上委員 今回、宮城県沖でマグニチュード7の地震が発生しましたときに報道のトップに出たのは、この地震の最大震度が震度6弱ということでした。同じ震度6弱といいますが、実は面的に見ますと広い範囲が面的に震度6弱ではなくて、ごく一部が震度6弱で、あとは5か4というさまざまなケースがあります。震度6弱と聞いてこのくらいの被害だなということを、例えば今回の地震を見てあるイメージを持ってしまいますと、今、話題に出ました首都圏直下地震が恐らく起きると震度6弱の範囲が面的に広がるというパターンが考えられます。ですから、同じ震度6弱と言っても実はその内容はさまざま。ところが、メディアの取り上げ方とか一般市民の感じ方は、最大震度6弱ということイメージづけられてしまう可能性がある。

そういう意味で内閣府ですでに御検討されていることと思いますが、面的震度の予測と

いう手法の開発・実用化の成果を是非とも防災対策にもっと積極的に活かしていただき、報道関連の分野でも面的震度の情報を活用するように促進していただければと常々思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

防災担当大臣 ありがとうございます。ほかに御発言ございませんでしょうか。

では、重川委員どうぞ。

重川委員 1つ、今回の防災に関する人材の育成活用という調査結果が出まして、何をやるにしても人材というのは非常に重要でございます。ところが、今、我々国民一人ひとりには非常に危機意識が薄くなっておりますし、それから何かあれば行政イズムの気持ちが強くなっております。

一方、行政をとってみますと人事ローテーションという制度があるために、どうしても着任したその日から防災対策の責任を負わなければいけない。これまでは専門家がそのいすに座れない。幾らいい精緻なマニュアルをつくらうが、高度なシステムを入れようが、それを使える人がそこにいるとは限らないというのが非常に大きな問題でございました。そこを解決するというので大変いい御報告をいただいていると思うんですが、やはりこれをどう実行していくか。その実行体制を一刻も早くつくり上げなければいけない。特に今お話にあった複数の都道府県が広域連携してやるということになりますと、地方の方であってもある程度標準化された知識なり、訓練なりを通じて同じようなレベルになっていただく必要があると思います。それで、全国には防災関係の研究機関もあります。学会もあります。大学もあります。そういうノウハウをどんどん使っていて、標準化されたテキストとか、あるいは教育訓練の場、そういった全国的な体制というのを引き続き国の方で早急に実現していただいて、今まで長い間、抱えていた懸案事項を解決していただければと思います。

防災担当大臣 ありがとうございます。それぞれ委員の皆様方から貴重な御意見をちょうだいいたしまして誠にありがとうございました。お伺いいたしました御意見につきましては、今後の防災行政にしっかりと反映をさせていただきたいと思っております。

それでは、本日御提案申し上げました案件につきまして、原案のとおり御承認をいただいたものとして取り扱いたいと思っておりますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

防災担当大臣 ありがとうございます。それでは、各省庁におかれましては本日決定されました東海地震対策大綱に基づき、政府一体として東海地震への取り組みを推進されるようお願い申し上げます。

これをもちまして本日の会議を終了させていただきますが、中央防災会議運営要綱の規定に基づき、会議終了後、私の方から審議の内容等を記者発表させていただきますので、あらかじめ御報告いたします。本日はお忙しいところを誠にありがとうございました。